

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---------------------------------|---------|---|---|---|----------------|-------|--|---|-------------|-------------|---------|--------------------------|---|--|
| 製造業者等以外による廃家電の再商品化等の実施 | 1101010 | 提案内容は、小売業者を bypass せず直接排出者から引き取って実施するリサイクルであり、現行制度においてもその実施主体については、業種等の制限など参入規制は設けられておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処理等の許可を受け、特定家庭用機器再商品化法のリサイクル水準と同等以上のリサイクルを実施できる者であれば、提案内容に記載のあるような主体であっても、当該事業を実施することが可能。 | | | D - 1 | | | | | | 2034010 | 首都圏電気電子機器リサイクルセンター事業協同組合 | 首都圏電気電子機器手分解処理リサイクル市民参加のフリーマーケットアルバイト事業 | リサイクル家電4品目リサイクル処理の市民参加、メーカー主導システムとの連携補完を目的とするため法の拡大解釈 |
| 家電4品目に関する指定引取場所の設置促進 | 1101020 | 指定引取場所の設置に当たっては、地域の人口、世帯数、販売店数、販売実績等を勘案しつつ、自治体や電気小売商業組合等の関係者の意見を踏まえ、利用者便益と維持管理費用とを勘案して決められたものである。なお、指定引取場所の設置・廃止については、現行法の下でも、製造業者等が地域的的条件等を考慮した上で任意で設置できる。 | | | D - 1 | | | | | | 1088010 | 東松山市 | 家電リサイクル特区 | 家電4品目に関する指定引取場所の緩和 |
| プラスチック製容器包装の再商品化手法の緩和 | 1102010 | 容器包装リサイクル法は、「資源の有効な利用の確保を図るため、製品の原材料としての利用を促進すること」を目的としており、この目的に基づき、プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化手法として、ご提案の「破碎・選別による材料リサイクル」及び「脱塩素によるフィードストックリサイクル(高炉で用いる還元剤化手法、コークス炉化学原料化手法)」は既に対象となっている。従って、最初に「破碎・選別による材料リサイクル」又は「脱塩素によるフィードストックリサイクル」が行われているのであれば、ご提案の手法で処理することは可能である。(一旦、再商品化が行われた以降の処理については、特に決まりはないこととなっている。)なお、ご提案の方法は、残さの最終処分までを考慮した望ましい方法と考えるが、現行もそれを妨げられていない点をご理解願いたい。 | プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化手法として、提案にある総合的リサイクルは認められると理解してよいか。また、全処理量が再商品化されたものと認められるのか。 | 最初に「破碎・選別による材料リサイクル」又は「脱塩素によるフィードストックリサイクル」が行われているのであれば、容器包装リサイクル法における再商品化は完了することとなる。一方、その後の処理プロセスについては、同法において特段の規定はなく、その意味において、提案の総合的リサイクル手法は、プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化手法となりうるし、最初の段階で全処理量が再商品化されたものと認められる。なお、同法は、「資源の有効な利用の確保を図るため(燃焼させるのではなく)原材料としての利用を促進させる」ことを目的としており、セメント燃料化を再商品化とは位置付けておらず、セメント燃料化のみの処理の場合については、同法におけるリサイクルとは位置付けられない。 | D - 1 C - 1 | | 提案者の意見では、「総合的リサイクル手法を新たな再商品化手法として認めていただきたい」という趣旨である。「(財)日本容器包装リサイクル協会が規定しているガイドラインのプラスチック原材料等の収率が45%未満であっても、入札参加資格があるか」とある。これについて具体的に検討し、回答されたい。 | 「(財)日本容器包装リサイクル協会が規定しているガイドラインにおける収率(プラスチックの材料リサイクルの場合45%)は、容器包装リサイクル法の目的達成のために定めた、プラスチックの材料リサイクルが最低限クリアすべき登録要件である。仮に特区でこの収率を下回る事業者が再商品化事業参入のための入札参加資格を認めた場合、特区内外もより特区外においてこの収率を満たしつつ再商品化事業を行っている事業者が不当に不利益を蒙ることとなることから、この収率をクリアできない事業者に入札参加資格は認められない。」 | C - 1 | | 1198010 | 山口県 | コンビナートエネルギー自由化による環境特区 | 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に関するプラスチック製容器包装の再商品化手法の緩和 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく指針で設定した駐車場設置基準の緩和 | 1103010 | 地域に十分な公共駐車場が整備されている等、特別の事情により指針に規定した水準を適用することが適当でない場合には、根拠を明確に示して他の方法により算出した駐車場台数を届け出ることが現行指針においても可能。また、提案者に対してその旨説明したところ、自らの要望については現行の規定により対応可能であるとの回答も得ている。 | | | D - 1 | | | | | | 1396060 | 東京都多摩市 | 多摩センター地区経済活性化特区 | 大規模小売店舗立地法による駐車場設置義務の緩和 |
| | 1103030 | 地域に十分な公共駐車場が整備されている等、特別の事情により指針に規定した水準を適用することが適当でない場合には、根拠を明確に示して他の方法により算出した駐車場台数を届け出ることが現行指針においても可能。また、提案者に対してその旨説明したところ、自らの要望については現行の規定により対応可能であるとの回答も得ている。 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 2179010 | 大成建設株式会社 | 新宿駅東口周辺商業活性化特区 | 大規模小売店舗立地法・指針に基づく駐車場設置なしの特例 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|--|-------------------------------|-------------------|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|-------------------------|--|
| 環境影響評価と重複している大規模小売店舗立地手続きの簡素化 | 1103020 | 昨年12月の総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」に基づき、平成14年度中に「環境影響評価法等に基づき大店立地法と同様の審査、手続が事前になされている事業については、大店立地法の審査の簡素化、省略化、迅速化を図るよう」要請する文書を、大店立地法を運用する都道府県知事等に発出する予定。また、提案者に対してその旨説明したところ、当該要請文書により手続の簡素化が図られればよいとの回答も得ている。 | | | B - 1 | | | | | | 2130010 | (株)大林組 | 都市再生推進特区 | 大規模都市開発における環境影響評価、大規模小売店舗立地法等の重複予測項目の一本化 |
| 中心市街地活性化法における区域指定の柔軟化(区市町村全域の指定) | 1103040 | 中心市街地の規模等は、それぞれの区市町村ごとに多様であると考えられるが、土地利用や諸機能の集積の実態、想定される事業の実施範囲等の観点から、一体性があり、集中的・効果的な取組みが可能な適切な広さになるよう定めることが必要であるものの、基本計画に記載する中心市街地の位置および区域は基本計画を策定する区市町村が自主的に決定することが現行規定においても可能である。 | | | D - 1 | | | | | | 1356020 | 東京都中央区 | 商業振興特区 | 中心市街地の指定要件の緩和 |
| 信用保証協会による融資保証制度の拡大(1年以上の休業事業への対象拡大) | 1104010 | 各地の信用保証協会は国や地方公共団体の財政支援等により運営されているものであることから、信用保証協会の保証の実施は、予算措置を講ずることと実質的に同等のものである。構造改革特別区域の趣旨は、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することにより地域の活性化を図るものであり、財政措置を講ずる趣旨のものではないことから、本要望は特区の要望になじまないと考えている。 | | | F | | | | | | 2029080 | 個人 | 地域の中の日本語学校 | 信用保証協会による融資保証制度の対象拡大 |
| 「創造技術研究開発費補助金」における対象事業者要件の緩和(みなし大企業の対象化) | 1104020 | 従来型財政措置を求めるものであり、特区の趣旨にそぐわない。(なお、創造技術研究開発費補助金において「みなし大企業」への支援を行うことは、実質的には大企業を支援する懸念が大きく、中小企業の技術開発等の実用化支援という補助事業の実効性の確保等に支障をきたす。) | | | F | | | | | | 1315090 | 山形県 | 超精密技術集積特区 | 「地域コンソーシアム研究開発事業」等における対象事業者要件の緩和(みなし大企業の対象化) |
| 国の高度化資金により設置した施設の用途変更等制限の緩和 | 1104030 | (高度化融資) 高度化資金の返済後においては、通達に基づく県及び事業団の協議は不要となっている。 | | | D - 1 | | | | | | 1171010 | 桐生市 | 地場産業振興センターの一部用途変更申請の簡素化 | 国の補助及び高度化資金等により設置した施設の用途変更等制限の緩和 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-----------------------------------|---------|---|--|---|-------|-------|---|--|-------------|-------------|---------|--------|----------|-----------------------------|
| 中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲への融資事業の追加 | 1104040 | 今通常国会に提出予定の産業活力再生特別措置法改正法案において、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例として、一定の要件を満たす投資先企業に対する補助的事業(組合財産の50%以内)として融資事業を追加することを検討している。 | | | B-1 | | 提案者の意見では、「『一定の要件』が不明であるので明らかにされたい」とあり、具体的にどのようなものを想定しているのか、示されたい。 | 「投資先企業の一定の要件」とは、下記のいずれかを満たすものをいう。(適宜、産業再生法の改正法案第16条の2を参照されたい) ・産業再生法の認定を受けた事業者 ・認定を受けていない事業者であっても、財務内容が悪化している以下のいずれかの企業 直近4年以内の自己資本当期純利益率が2%以下、 欠損金が純資産の2%以上、 債務超過にある企業 なお、計算方法の詳細については、経済産業省令において規定する予定(3月末目途)。 | B-1 | | 1447060 | 長野県 | テクノロジー特区 | 中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲の拡大 |
| 信用保証協会による融資保証制度の拡大(非営利活動法人への対象拡大) | 1104050 | 各地域の信用保証協会が自らの判断で特定非営利法人に保証を行うことは信用保証協会法上は可能。また、信用保証は予算措置で成り立っているものであり、こうした各地域の独自の取組を信用保証の対象とすることは、予算措置を講ずると実質的に同等のものであり、その必要性や妥当性を十分精査する必要がある。構造改革特別区域の趣旨は、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することにより地域の活性化を図るものであり、財政措置を講ずる趣旨のものではないことから、本要望は特区の要望になじまないと考えている。 | | | F | | | | | | 1064010 | 札幌市 | 交流・創造特区 | NPO法人に係る新たな信用保証制度の導入 |
| 商店街振興組合の設立要件の緩和 | 1104060 | 少数の事業者等からなる商店街の法人化を行う場合には、商店街振興組合と同様に税の特例、補助金の交付等が受けられる中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立が可能であり、現行の法律により対応可能。 | 提案内容は、中小企業等協同組合の設立を求めるものではなく、商店街振興組合の設立要件の緩和とある。この点について、具体的に検討し、回答されたい。 | 提案内容を先方に確認したところ、商店街振興組合の設立要件の緩和の目的が、補助金等を受けることで商業活動の活性化を図り、地域環境の整備改善を推進することであったため、商店街振興組合と同様の税制の特例、補助金の交付等が受けられる中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で対応可能であり、現行の法律により対応可能である。 | D-1 | | | | | | 1050010 | 川口市 | 商業振興特区 | 商店街振興組合の設立要件(会員数)の緩和 |
| 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立要件の緩和 | 1104090 | 少数の事業者等からなる商店街の法人化を行う場合には、商店街振興組合と同様に税の特例、補助金の交付等が受けられる中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会の設立が可能であり、現行の法律により対応可能。 | 提案内容は、中小企業等協同組合の設立を求めるものではなく、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立要件の緩和とある。この点について、具体的に検討し、回答されたい。 | 提案内容を先方に確認したところ、商店街振興組合及び同連合会の設立要件の緩和の目的が、商品券の発行等の販売方法に関する共同事業や特色ある商店街づくりの施設整備などの事業展開を促進することであったため、商店街振興組合と同様に、当該事業の実施が可能であり、かつ税制の特例、補助金の交付等が受けられる中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で対応可能であり、現行の法律により対応可能である。 | D-1 | | | | | | 1356010 | 東京都中央区 | 商業振興特区 | 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立基準の緩和 |
| サービス業(情報産業)に係る中小企業者の範囲の拡大 | 1104070 | 八王子市の提案は第1次の「首都圏情報産特区」と関連付け、中堅規模の情報サービス業に対する支援措置の充実を図っていくという趣旨のもの。中小企業立法における中小企業者の範囲については、政令委任規定が設けられており、サービス業のうちソフトウェア業及び情報処理サービス業については、既に製造業と同様、資本金3億円以下又は従業員数300人以下を中小企業者の範囲として取り扱っていることから現行の規定により対応可能。 | 提案内容は、ソフトウェア業及び情報処理サービス業以外のサービス業についても見直しを求めているものであり、貴省の回答ではこれに答えていないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。 | 中小企業基本法は中小企業者及び大企業者に対して何らの規制を設けているものではない。構造改革特区の趣旨は、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することにより地域の活性化を図るものであることから、本提案は特区の要望になじまないと考えている。 | E | | | | | | 1147010 | 八王子市 | 八王子市 | サービス業に係る中小企業者の範囲の拡大 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|---|---|--|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|---------|--------------------------|---|
| 投資事業有限責任組合における組合員の人数制限の緩和 | 1104080 | 平成13年の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の改正において、組合員数の上限を49人から100人に引き上げる規制緩和をしており、現在その状況を注視しているところである。なお本組合制度は、リスクの高い未公開企業への投資等を共同事業として行うものであることから、組合員間の密接な連携が行われることを念頭に置いたものであり、小口の投資家を多数募って運用する場合には、投資信託、投資法人の制度を活用することができる。 | 提案は、投資信託、投資法人の制度を活用することではなく、中小企業等投資事業有限責任組合の組合員の人数上限の緩和を要望するものであり、具体的に検討し、回答されたい。 | 本有限責任組合制度は、各組合員が平均して1億円程度の多額の出資を行い、当該各組合員間の密接な連携を担保しつつ、リスクのある投資事業を共同事業として行うことを想定しているものである。このため投資家保護のための各種規制(業者に対する参入規制や受託者責任等)が極力緩和されたものとなっている。組合員の人数制限はこの共同事業性を担保するためのものであり、この人数制限を撤廃した場合には、共同事業性を保持することが困難となり、代替手段もない。一方、福岡県で想定している事業は、一口100万円程度の少額投資を行う投資家を多数集める事業を念頭においていることから、前述の有限責任組合に見られる組合員間の密接な連携に基づく共同事業とは異なり、投資信託や投資法人の制度になじむものである(現に投資法人や投資信託を活用することも検討していると聞いている。)このため投資信託や投資法人の制度を活用することが可能である。 | D - 1 | | | | | | 1249070 | 福岡県・福岡市 | 福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区) | 投資事業有限責任組合における組合員の人数制限の緩和 |
| 中小企業信用保険法に基づく中小企業総合事業団との保険契約の範囲拡大(中小企業振興公社の追加) | 1104100 | 現在、中小企業信用保険法において、中小企業総合事業団が中小企業信用保険契約を締結できる相手は信用保証協会に限られている。また、信用保険は予算措置により成り立っており、信用保証協会以外の保証機関を保険契約の相手方として追加することは、予算措置を講ずると実質的に同等であり、その必要性や妥当性を十分精査する必要がある。構造改革特別区域の趣旨は、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することにより地域の活性化を図るものであり、財政措置を講ずる趣旨のものではないことから、本要望は特区の要望になじまないと考えている。 | | | F | | | | | | 1070010 | 板橋区 | 産業活力支援特区 | 中小企業信用保険法に基づく中小企業総合事業団との保険契約の範囲拡大 |
| 国の補助により設置した施設の用途変更等制限の緩和 | 1104110 | (補助金) 補助金で取得した財産を補助目的外で利用することを防ぐために各省庁の長(国)の承認が必要不可欠であり、承認を不要とすると、補助金の不正取得を助長することになる。 なお、現行の規定によっても個別の事情に応じて国の承認をうけることにより、想定する事業の実施は可能であると考え。 | | | F | | | | | | 1171010 | 桐生市 | 地場産業振興センターの一部用途変更申請の簡素化 | 国の補助及び高度化資金等により設置した施設の用途変更等制限の緩和 |
| 信用保証協会による融資保証制度の拡大(芸き業、芸き周旋業の対象化) | 1104120 | 各地域の信用保証協会が自らの判断で芸き業・芸き周旋業に保証を行うことは信用保証協会法上は可能。また、信用保険は予算措置で成り立っているものであり、こうした各地域の独自の取組を信用保険の対象とすることは、予算措置を講ずると実質的に同等のものであり、その必要性や妥当性を十分精査する必要がある。構造改革特別区域の趣旨は、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入することにより地域の活性化を図るものであり、財政措置を講ずる趣旨のものではないことから、本要望は特区の要望になじまないと考えている。 | | | F | | | | | | 1179060 | 京都市 | 国際文化観光特区 | 芸き業(置屋)、芸き周旋業(お茶屋)の中小企業総合事業団による信用保険の対象化 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|--|-------------------------------|-------------------|--------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-----------------------|---|---|
| 商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針の特例 | 1104130 | 補助金の補助対象者に営利民間法人及び地方公共団体を追加することは、従来型の財政措置を要望するものであり、特区としての対応は不可。 | | | F | | | | | | 1201040 | 足立区 | 生活創造特区(福祉・雇用分野) | 商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針の特例 |
| 中小小売商業高度化事業計画の認定基準の緩和 | 1104140 | 小売業とサービス業の割合等の要件を緩和することは、従来型の財政措置を要望するものであり、特区としての対応は不可。 | | | F | | | | | | 1290010 | 熊谷市 | 中心市街地活性化特区 | 中小小売商業高度化事業計画の認定基準の緩和 |
| 地球温暖化防止に寄与する新たな電気供給約款の証券化 | 1105010 | 規制の特例を行うべき根拠法令の記載がないことなど、提案内容が不明確であり、十分に検討を行うことが困難であることから、特区として対応不可。 | | | C E | | | | | | 2113020 | 個人 | 花野果ランド | 新たな電気供給約款地球温暖化防止に寄与するものであれば、国はこれを認め、これを証券化し債権とする。 |
| 海洋深層水を使用したセラミック式温度差発電の認可 | 1105020 | 規制の特例を行うべき根拠法令の記載がないことなど、提案内容が不明確であり、十分に検討を行うことが困難であることから、特区として対応不可。 | | | C E | | | | | | 2005090 | NPO法人申請中「I・H・H・Sグループ」 | 1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:「tammy」 | 海洋深層水を使用したセラミック式温度差発電の認可がほしい |
| 新事業創出促進法による最低資本金規制の特例(株式会社)の手続きの簡素化 | 1105030 | 経済産業省における確認事務を迅速に行うことで対応する。 | | | D - 1 | | | | | | 1254020 | 墨田区 | 産業活力創生特区 | 株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ |
| 新事業創出促進法による最低資本金規制の特例(有限会社)の手続きの簡素化 | 1105040 | 経済産業省における確認事務を迅速に行うことで対応する。 | | | D - 1 | | | | | | 1254030 | 墨田区 | 産業活力創生特区 | 有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ |
| 新規起業情報の職業安定所での提供 | 1105050 | 要望は国が行う事業の追加であり、事業実施主体を国としていることから特区の主旨に合致せず事実誤認である。 なお、経済産業省においては、創業・起業の促進の観点から、例えば起業を志す者に対して、民間ベンチャーキャピタルとのマッチング等、具体的な事業化までのトータルサービスを実施するため、WEBサイト等を通じた各種支援サービスを提供するなどの様々な取組を行っているところである | | | E | | | | | | 2011010 | 個人 | 新規事業増大促進化対策と雇用環境の改善策 | 職業安定法第4条の求人求職の紹介の他新規事業情報交流の特例化 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-----------------------------------|---------|---|---|---|-------|-------|-------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|----------------------|---|
| 鉱害賠償登録が不動産登記法における合筆の禁止事由とならない緩和措置 | 1106010 | 鉱害賠償登録令第18条の規定による一括申請の場合で登録原因、その日付、登録番号が同一の場合には、不動産登記法第81条ノ3第1項ただし書の場合と同様な取扱いを認めることとした。 | | | D - 1 | | | | | | 1015010 | 福岡県田川市 | 産炭地域開発規制緩和特区 | 不動産登記法第81条の3第1項において、鉱害賠償登録は合筆の禁止事由とならない緩和措置 |
| ガソリン品質の強制規格におけるアルコール混入許容値の明確化 | 1106020 | 平成15年度内に揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条において、揮発油(ガソリン)品質の強制規格におけるアルコール混入許容値の明確化を図ることか、回答されたい。 | アルコール混入許容値の明確化を図ることで、提案の生物資源アルコール混合燃料を自動車燃料として使用できるようになるという | 平成15年度以内に揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条において、既販の自動車の安全を前提にした、揮発油(ガソリン)品質の強制規格におけるアルコール混入許容値の明確化を図ることで、その許容値の範囲内で、提案の生物資源アルコール混合燃料を自動車燃料として販売、使用できるようになる。但し、混入しようとするアルコールが、アルコール事業法の対象であって、当該アルコールを混入して自動車燃料を製造する際に当該アルコールの販売・使用を行う場合には、別途アルコール事業法上の許可を取得する必要があるため、この点については、益田市の担当者の方に対して、アドバイスをさせていただいたところ。 | B - 1 | | | | | | 1330010 | 益田市 | 生物資源アルコール混合燃料の販売規制特区 | 揮発油規格の販売規制緩和 |
| 鉱害賠償登録令において、抹消の手続を簡易に申請できる緩和措置 | 1106030 | 鉱害賠償支払登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者が所在不明となった場合に、簡易に特別代理人又は特別清算人を選任して登録を抹消できる制度を創設することは、所在不明者の手続保障がないままに著しい不利益を課すことになり、認めることができない。また、損害賠償の予定契約は債権契約であり、契約当事者間のみ効力があるにすぎないこと及び手続保障の観点から、登録の抹消は、その登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者の申請が必要とされており、最終鉱業権者又は最終租鉱権者において申請することはできない。 | 提案者の要望を実現するため何らかの解決策を示せないか検討し、回答されたい。 | 鉱害賠償支払登録の抹消がされると、鉱業法第109条第3項により、過去すべての鉱業権者又租鉱権者について損害賠償請求をすることが可能となる。したがって、登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者が所在不明の場合に登録抹消の手続を簡易にすることは、所在不明者の手続保障がないままに著しい不利益を課することになるから、実体法上の権利関係をそのままにして、単に登録手続上の制度のみを創設することは困難であり、他に同様の結果をもたらすような解決策を示すこともできない。 | C - 1 | | | | | | 1015020 | 福岡県田川市 | 産炭地域開発規制緩和特区 | 鉱害賠償登録令第19条第1項において、抹消の手続を簡易に申請できる緩和措置 |
| 鉱害賠償登録令の利害関係人を探掘権に対する抵当権者に限定する措置 | 1106040 | 鉱害賠償支払登録の抹消がされると、鉱業法第109条第3項により、過去すべての鉱業権者又は租鉱権者について鉱害による損害賠償請求をすることができることとなるので、これらの者の承諾を不要とすることはできない。 | 提案者の要望を実現するため何らかの解決策を示せないか検討し、回答されたい。 | 鉱害賠償支払登録の抹消がされると、鉱業法第109条第3項により、過去すべての鉱業権者又租鉱権者について損害賠償請求をすることが可能となる。したがって、利害関係人(探掘権に対する抵当権者を除く)の承諾を不要とすることは、利害関係人の手続保障がないままに著しい不利益を課することになるから、実体法上の権利関係をそのままにして、単に登録手続上の制度のみを創設することは困難であり、他に同様の結果をもたらすような解決策を示すこともできない。 | C - 1 | | | | | | 1015030 | 福岡県田川市 | 産炭地域開発規制緩和特区 | 鉱害賠償登録令第19条第3項の利害関係人を探掘権に対する抵当権者に限定する措置 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-------------------------------------|---------|---|---|---|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-------|--------------|--|
| 国の補助金等により設置したバイオマス発電施設等の目的外利用等制限の緩和 | 1107010 | 補助金により設置したバイオマス発電施設等において、当該補助事業終了後に利用できるバイオマスの範囲については、当該バイオマスの所管省庁にかかわらず、その利用が補助金の交付目的内であれば利用できることとされており。さらに、仮にその利用が補助金の交付目的内と認められない場合であっても、補助金適正化法22条に基づく目的外利用等の承認申請があった場合には、具体的には個々に判断されるべきものではありませんが、本来の補助目的の達成に影響を及ぼすものでなければ、その利用を認める運用を行っているところです。 | 貴省の回答により提案は実現可能と解してよいか。 | 補助金により設置したバイオマス施設等において、当該補助事業終了後に利用できるバイオマスの範囲については、当該バイオマスの所管省庁にかかわらず、その利用が補助金の交付目的内であれば利用は可能である。また、その利用が交付目的外であっても、補助金適正化法22条に基づく目的外利用等の承認申請があった場合には、本来の補助目的の達成に影響を及ぼすものでなければ、その利用を認める運用を行っているところ。個別事案の内容によっては実現可能。 | D - 1 | | | | | | 1338050 | つくば市 | つくば新エネ市民電力特区 | バイオマス発電設備での多様なバイオマス利用の実現 |
| 場外車券売場の設置許可基準等の緩和 | 1108010 | 現状は専用場外車券売場が社会的に受け入れられるよう所要の施設設備等に関する規制を行っている。あらかじめ、施設を設置する自治体が住民等に対して特区構想の内容、特区認定に伴う手続きの変更等を十分説明し、地方公共団体の責任において十分地域で円滑に受け入れられるような代替措置が講じられることが前提である。 | 貴省の回答では、地方公共団体の責任において十分地域で円滑に受け入れられる代替措置が講じられることが前提とあるが、前提となる代替措置として具体的などのような措置を想定しているのか、示されたい。 | 前提となる代替措置として、基本的には以下の点につき地域の実情に応じて地方公共団体の責任で、きちんとした対応がとられることを想定している。 ・文教・医療施設に対する影響 ・場外車券売場として必要な設備を備えていること ・施設の規模・構造に問題がないこと ・地元地域の十分な理解 | A | | | | | | 1288010 | 高知市 | 競輪事業活性化特区 | 場外車券売場の許可及び設置基準等の緩和について |
| 指定統計の調査票を目的外利用の容認 | 1109010 | 包括的な承認がなされている範囲では、個別に総務大臣に対する承認申請の手続きは必要ない。また、統計法15条第2項に基づく承認を受けた調査票に使用方法については、便宜上、「閲覧」「転写」「集計」の3つの分類に集約されており、複写する行為については、このうち、「転写」の概念に含まれると考える。 | | | D - 1 | | | | | | 1333010 | 長野市 | 指定統計自由化特区 | 指定統計の調査票を目的外利用することに関する制限の撤廃 |
| 工場立地上の緑地定義の拡大 | 1110010 | 提案理由を踏まえ、平成14年度中に実態把握を行い、重複緑地の取扱いに関する運用を全国的に見直し、速やかに実施する。 | 現在の検討状況及び制度実施時期の見込みについて、具体的に示されたい。 | 検討状況：提案された内容について実態の把握に努めるとともに、具体的緩和内容を精査しているところ。実施時期：平成15年度のできるだけ早い時期。 | B - 2 | | | | | | 1324010 | 横浜市 | 京浜臨海部再生特区 | 工場敷地内の工場立地上の緑地の拡大(屋上緑化、壁面緑化、藤棚(下が駐車場)) |
| 工場立地上の生産施設面積率の緩和 | 1110020 | 提案理由を踏まえ、平成14年度中に実態把握を行い、敷地面積に対する生産施設面積の割合について全国的に見直し、速やかに実施する。 | 現在の検討状況及び制度実施時期の見込みについて、具体的に示されたい。また、提案内容が実現できるのか。 | 検討状況：提案された内容について実態の把握に努めるとともに、具体的緩和内容を精査しているところ。実施時期：平成15年度のできるだけ早い時期。実現可否：提案内容が実現できるよう見直しを行う。 | B - 2 | | | | | | 1324020 | 横浜市 | 京浜臨海部再生特区 | 生産施設面積率の緩和 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---|---------|--|--|--|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-------|------------|--|
| 工場立地法上の隣接緑地の定義の拡大 | 1110030 | 提案理由を踏まえ、平成14年度中に実態把握を行い、隣接緑地の定義を見直しを全国的に見直し、速やかに実施する。 | 現在の検討状況及び制度実施時期の見込みについて、具体的に示されたい。また、提案内容が実現できるのか。 | 検討状況:提案された内容について実態の把握に努めるとともに、具体的緩和内容を精査しているところ。 実施時期:平成15年度のできるだけ早い時期。 実現可否:提案内容が実現できるよう見直しを行う。 | B - 1 | | | | | | 1324030 | 横浜市 | 京浜臨海部再生特区 | 特区内に公的負担による計画的な緑地を整備した場合に、工場立地法上の緑地面積に算入 |
| | 1110040 | 提案理由を踏まえ、平成14年度中に実態把握を行い、隣接緑地の定義を見直しを全国的に見直し、速やかに実施する。 | | | | | | | | | 1394070 | 堺市 | 国際楽市楽座特区 | 緑地面積率の緩和 |
| 「地域コンソーシアム研究開発事業」における対象事業者要件の緩和(みなし大企業の対象化) | 1110050 | 中小企業枠においても、みなし大企業を排除していない(ただし全体の参加企業数1/3以内まで) また、みなし大企業の参加が多い場合には一般枠での申請が可能。 | | | D - 1 | | | | | | 1315090 | 山形県 | 超精密技術集積特区 | 「地域コンソーシアム研究開発事業」等における対象事業者要件の緩和(みなし大企業の対象化) |
| 地域振興整備公団の保有する中核工業団地の賃貸の容認 | 1110060 | 「賃貸の用に供する」場合についても、現行規定の「管理」の用語に含まれ、実施することは可能である。したがって、これを明確にするため、地域振興整備公団が業務を賃貸の用に供する場合の基準を整備し、当該中核工業団地を賃貸の用に供することができることについて、パンフレットやホームページ等を通じて、周知徹底を図る。 | | | D - 1 | | | | | | 1239010 | 宮城県 | 次世代半導体生産特区 | 地域振興整備公団の保有地の賃貸の容認 |
| 沖振法における自由貿易地域・特別自由貿易地域の指定拡大 | 1110070 | 沖縄振興特別措置法における自由貿易地域及び特別自由貿易地域については、沖縄の経済的自立を図るために特別な税制優遇措置を盛り込んだ地域指定制度であるため、今回の特区提案にはなじまないものとする。 | | | F | | | | | | 1165020 | 平良市 | 国際海洋リゾート特区 | 沖振法における自由貿易地域・特別自由貿易地域の指定拡大 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-----------------------|---------|---|-------------------------------|--|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------------|----------------------|-----------|----------------------|
| 工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除等 | 1110080 | 工業再配置促進法は移転促進地域から誘導地域に工場の移転等を促進するために、税制上の特例措置等財政上の支援措置を定める法律であり、移転促進地域において規制を設け工業立地の制限を行っていることは全くない。よって事実誤認である。 | 提案の趣旨を踏まえ、何らかの対応ができないか。 | 工業再配置促進法は、移転促進地域において規制を設け工業立地の制限を行っていることは全くない。 | E | | | | | | 1324090 | 横浜市 | 京浜臨海部再生特区 | 工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除 |
| | 1360040 | 神奈川県 | | | | | | | | | 国際臨空産業特区 | 工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除 | | |
| | 1361070 | 神奈川県 | | | | | | | | | 先導的エコ産業創出特区 | 工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除 | | |
| | 1362020 | 神奈川県 | | | | | | | | | 新エネルギー普及モデル特区 | 工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除 | | |
| | 1394010 | 堺市 | | | | | | | | | 国際楽市楽座特区 | 工業再配置促進法の撤廃 | | |
| | 2048020 | 堺商工会議所 | | | | | | | | | 国際楽市楽座特区 | 工業再配置促進法の撤廃 | | |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---------------------------------|---------|--|-------------------------------|--|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|-------------------|-----------------------|
| 補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和 | 1110100 | | 追加:自治体の要望を踏まえ、検討の上、回答された。 | E:事実誤認 「地域新生コンソーシアム研究開発事業」は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」で定める「補助金等」には該当しない。 なお、特例要望事項にある「地域新生コンソーシアム研究開発事業」については、今後申請予定の案件であり、採択を前提とした本要望は従来型財政措置を求めるものであり、特区制度の趣旨にそぐわない。 | E | | | | | | 1175060 | 長崎県小浜町 | 小浜総合自然エネルギー特区 | 補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和 |
| 国の補助事業で取得した研究開発に関する財産の処分制限期間の緩和 | 1120010 | 当省告示360号に定める研究開発に関する財産に係る処分制限期間の短縮については、前記施行令14条2項及び前記通達に関する検討が前提となる。 なお、地域活性化創造技術研究開発補助金及び創造技術研究開発補助金に係る具体的な目的外使用の解釈については、補助金交付要綱等で定めることとなっており、補助事業と一体となる取得財産の事業化目的等への利用に関する運用解釈についてより明確化を図ることとする。 | 提案は実現可能と解してよるしいか。 | 要望は実質的に実現見込み。 | D - 1 | | | | | | 1199010 | 山口県 | 宇部地域産学官連携研究開発促進特区 | 処分制限期間の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|-------------------------|---------|---|--|--|------------|-------|--|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|-----------------|---|
| 電力の特定供給における「密接な関係」の要件緩和 | 1130010 | 特定供給制度は、必需財である電気の供給を受ける需要家保護を確保するために、個別に供給者と需要家との間に密接な関係が認められる場合に限り許可を行い、電力供給を可能とする制度であるため、密接な関係の有無の確認を制度上廃止することは難しいと考えますが、提案がなされた具体的な内容を電話により伺った範囲では、供給者が専ら一の構内に電気を供給するものであるとのことでしたので、電気事業法第17条第1項第1号に該当し、特定供給を行う場合でも許可が不要と考えられます。また、今後、需要家が複数になった場合、現在、特区の特例措置として、密接な関係を判断する従来の要件に、取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること、共同して組合を設立し、当該組合が発電設備の施設・保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれることを含めることとしています。この関係が満たされる場合には、特区における特定供給が可能となります。 | 貴省の回答では、Cと分類すべきではないか。提案の趣旨を踏まえ、検討されたい。 | 提案の具体的な主旨を電話及び対面により確認したところ、第1次提案に対応して拡充した「密接な関係」を判断する要件を適用することを検討していると同っており、具体的な事例が本要件に該当すれば実現可能であります。 | D-2 C-3 | | 提案は特定供給の許可要件である密接な関係の撤廃を求めるものであり、これについて具体的に検討し、回答されたい。 | | | | 1353010 | 北海道小樽市 | 地域エネルギー特定供給推進特区 | 特定供給における“密接な関係”の定義の廃止 |
| | 1130040 | 現在、特区の特例措置として、密接な関係を判断する従来の要件に、取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること、共同して組合を設立し、当該組合が発電設備の施設・保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれることを含めることとして、要件を緩和しております。提案がなされた具体的な内容を電話により伺った範囲では、産学官の三者で要件に該当する組合を設立することにより、特定供給は可能と考えられる。 | | | | | | D-2 | | | 1175010 | 長崎県小浜町 | 小浜総合自然エネルギー特区 | 特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の事業者が一定範囲内で自営線で電力供給できる事業範囲の拡大 |
| | 1130050 | 現在、特区の特例措置として、密接な関係を判断する従来の要件に、取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること、共同して組合を設立し、当該組合が発電設備の施設・保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれることを含めることとしている。このため、電力供給者たる公社と需要家が要件に該当する組合を構成していただくことにより、特定供給の特例を利用できると考えています。 | | | D-2 | | | | | | 1338010 | つくば市 | つくば新エネルギー市民電力特区 | 特定供給制度における「一の需要場所」の要件の緩和 |
| | 1130060 | 現在、特区の特例措置として、密接な関係を判断する従来の要件に、取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること、共同して組合を設立し、当該組合が発電設備の施設・保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれることを含めることとしている。このため、地方自治体が出資する公社と需要家が要件に該当する組合を構成していただくことにより、特定供給の特例を利用できると考えています。 | | | | | | | | | 1338020 | つくば市 | つくば新エネルギー市民電力特区 | 特定供給制度における「一の需要場所」の要件の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---------------------------------|---------|---|---|--|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|-----------------|--|
| 電力の特定供給における「一の構内」についての要件緩和 | 1130020 | 規制の特例事項の中では「電気の特定供給における場地的規制の緩和」となっているが、申請者に確認したところ、本主旨は特定供給における密接な関係についての規制緩和要望であった。これについては、現在、特区の特例措置として、密接な関係を判断する従来の要件に、取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること、共同して組合を設立し、当該組合が発電設備の施設・保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれることを含めることとしている。 | 提案内容は実現可能と理解してよいか。 | 提案の具体的主旨を電話により確認したところ、第1次提案に対応して拡充した「密接な関係」を判断する要件を適用することを検討していると同っており、具体的な事例が本要件に該当すれば実現可能であります。 | D - 2 | | | | | | 1054010 | 千葉県 | 環境リサイクル・スポーツ特区 | 電気の特定供給における場地的規制の緩和 |
| 特区の特定事業における電力の特定供給にかかる許可手続きの迅速化 | 1130030 | 特定供給の許可に当たっては、当該供給行為が行われる地域の一般電気事業者から電気の供給を受ける使用者の利益が阻害されるか否かについても審査を行う必要があること、需要家保護が満たされると考えられる供給者と需要家との間の密接な関係は全国同一に判断されるべきであること、から許可の主体を地方自治体の首長とすることは難しい。 | 電気を受ける需要家がどういう場合に需要過保護が満たされないと判断するのか、例示した場合でも、地方公共団体の長が許可の判断ができないとする理由を具体的に示されたい。 | 特定供給の許可に当たっては、密接な関係だけでなく、当該供給行為が行われる地域の一般電気事業者から電気の供給を受ける使用者の利益が阻害されるか否かについても審査を行う必要があることから、許可の主体を地方自治体の首長とすることは困難と考えています。他方、電話で確認したところ、特定供給の特例措置に関して迅速な審査が行われるか懸念を有していると同っており、これに対しては自治体の要望を踏まえ、特定供給の許可に関する標準処理期間が現在は2週間と定められているところを更に短縮する、あるいは経済産業局を活用するなど、審査期間短縮や申請者の負担軽減に向けて、前向きに取り組んでいきたいと考えています。 | A | | | | | | 1197040 | 北九州市 | 北九州市国際物流特区 | 電気事業法に関する第17条の緩和 |
| 特定供給にかかる許可権限の地方公共団体の長への委譲 | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定供給制度における電気事業者の所有する電線路使用の容認 | 1130070 | 電力小売自由化に伴い電力会社の所有するネットワークの利用に関する託送制度が既に整備されているところ。それ以外のネットワーク利用については電気事業法特段の規制は無く、電力会社との協議が整えば特定供給においてネットワークを活用することは可能です。 | | | D - 1 | | | | | | 1338030 | つくば市 | つくば新エネルギー市民電力特区 | 特定供給制度における「自管線」の取扱いの緩和 |
| | | | | | | | | | | | 1175020 | 長崎県小浜町 | 小浜総合自然エネルギー特区 | 新エネルギー等を用いた小規模分散型発電で生じた電力を近隣の送電網の配電線を利用することによる供給事業の容易化 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--------------------------------------|---------|---|---|--|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|-------------|---|
| 電気料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認 | 1130080 | 電気料金は電力供給に必要な費用に適正利潤を加えた総括原価に基づいて算定されており、この適正利潤は電気事業者の健全な経営を維持し、電気の安定供給を確保するために必要不可欠なものであります。このため、特定の地域の電気料金において適正利潤相当分を回収できない場合には、それを他地域の需要家から回収するために電気料金を引き上げる必要が生じ、結果として特区外に悪影響を与えることとなるため、対応は困難と考えています。 | 他の地域の料金が上がらない範囲で、電気事業法第19条第3項の規定による届出により提案を実現できるようにできないか。 | 需要家の公平負担の観点から総原価の積み上げにより電気料金が算定されている以上、特定の地域において電気料金の値下げを行ったにもかかわらず、その他の地域において料金を据置することは、需要家の公平負担に反することとなるため、ご提案に対応することは困難と考えています。 | C | C-1 | | | | | 1109010 | 新潟県柏崎市 | 新エネルギー・環境特区 | 電気料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認 |
| | | | | | | | | | | | 1109020 | 新潟県柏崎市 | 新エネルギー・環境特区 | 電気料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認 |
| 卸供給料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認 | 1130090 | ご要望の具体的内容は、一般電気事業者が他の一般電気事業者がその事業の用に供するための電気を供給する際の卸供給料金に関わるものと伺っています。この場合に特区に限り卸供給料金の引き下げを行う場合には、供給者たる一般電気事業者の収入が減少することとなるため、当該一般電気事業者が自らの供給区域内の需要家に電気を供給するための原価が同額増えることとなります。結果として、当該一般電気事業者の電気料金の引き上げが必要となり、特区外の需要家に悪影響を及ぼすこととなるため、対応は困難と考えています。 | 法律の条文上、原価を下らない範囲で、卸供給料金を下げることは禁止されていないように見えるがどうか。 | 卸供給料金については、適正な原価に適正な利潤を加えたものであることが必要と考えており、卸供給料金算定規則において、卸供給に必要な原価に適正利潤を加えて算定する必要があると定められております。 | C | C-1 | | | | | 1109030 | 新潟県柏崎市 | 新エネルギー・環境特区 | 卸供給料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認 |
| 農業用への深夜電力規定の特例容認 | 1130100 | 構造改革特区の趣旨は、特定の地域において規制を緩和するものであり、ご要望の内容は特区における電力会社に対する国の規制権限を強化することにつながることから、対応は困難と考えています。 | | | C | C-1 | | | | | 2113010 | 個人 | 花野果ランド | 電力会社の電気供給約款は届出制であるが、国より電力会社へ要望できるようにする。 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) | | | |
|---|---------|--|--|--|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|--------|----------------|---|---------------|--|---------------------------------------|
| 特定規模電気事業の要件緩和(使用最大電力2,000kW以上の電力小売自由化範囲の拡大) | 1130110 | 電力小売自由化範囲の拡大は、供給義務や料金規制といった法的な需要家保護措置を撤廃することを意味していることから、需要家の実質的な選択肢が拡大し、自らの責任において多様な事業者から供給者を選ぶ環境が整備されてはじめて実現可能なものと考えております。このためには、全国的な電力流通に対応した系統利用制度の整備や卸電力取引市場の創設等、全国規模での様々な措置が必要であり、これらが整わない限り需要家保護が不十分となり、特区での対応は困難と考えています。 なお、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において、平成16年4月を目途に500kW以上まで、平成17年4月目途に50kWまで電力小売自由化範囲を段階的に拡大し、一般家庭まで含めた全面自由化については、これらの電力小売自由化範囲の拡大状況等を踏まえつつ、平成19年4月を目途に検討を開始すると意見の一致が得られています。 | 貴省からの回答では全国規模での措置が必要とのことであるが、特区において先行的に実施できないが、具体的に検討し、回答されたい。 | 全ての需要家が自己責任に基づいて多様な事業者から供給者を選択出来る環境が整っていない状況では、特区において先行的に小売自由化を行い、交渉力を有さない小規模な需要家に対する一般電気事業者の供給義務を解除し、規制料金に基づく電力供給の対象外とすることは、需要家保護の観点から困難と考えています。 仮に青森県のご提案にある様に自由化対象となった需要家が一般電気事業者とバックアップ契約を締結するとしても、かかる契約に基づく電力供給は法的な供給義務が課されたものではなく、当該供給に対応した設備能力が確実に確保されることとなるかは定かではないため、需要家保護に対する代替措置としては不十分と考えています。 | | | | | | | 1184010 | 青森県 | 環境・エネルギー産業創造特区 | 独立電気事業者から安価な電力供給の推進のための最大電気使用量の下限制限(2,000kW以上)の撤廃 | | | |
| | | | | 全ての需要家が自己責任に基づいて多様な事業者から供給者を選択出来る環境が整っていない状況では、特区において先行的に小売自由化を行い、交渉力を有さない小規模な需要家に対する一般電気事業者の供給義務を解除し、規制料金に基づく電力供給の対象外とすることは、需要家保護の観点から困難と考えています。 | ㊦ | | | | | | | | | 1012020 | 群馬県 | 環境調和型地域形成特区 | 未利用エネルギーを用いた電力、熱の供給に関する規制緩和と安定供給体制の確保 |
| | | | | 全ての需要家が自己責任に基づいて多様な事業者から供給者を選択出来る環境が整っていない状況では、特区において先行的に小売自由化を行い、交渉力を有さない小規模な需要家に対する一般電気事業者の供給義務を解除し、規制料金に基づく電力供給の対象外とすることは、需要家保護の観点から困難と考えています。 他方で、今回、小浜町からご提案があった内容は、温泉水を利用した小規模バイナリー発電を行い、電力会社の配電線を利用して小規模な需要家まで含めた電力小売を行うものと伺っております。ただし、現時点では具体的な内容は確定しておらず、まずは、平成15、16年度にかかると小規模バイナリー発電により近隣の需要家に対して特定供給を行う実証試験を行い、その結果を見て最終的にご判断されるとも伺いました。 したがって、小売自由化範囲拡大のご要望に応えることは困難ですが、現時点において小浜町が計画している平成15、16年度の実証試験に関しては、特区における特定供給制度の特例措置で対応可能であると考えています。 | | ㊦-2 | | | | | | | 1175110 | 長崎県小浜町 | 小浜総合自然エネルギー特区 | 温泉を利用した小規模分散型バイナリー発電の供給電力の下限(500kW以上)の緩和 | |
| 小規模分散型バイナリー発電による電力会社の配電線(6.6kV)利用の容認 | 1130160 | 特定電気規模事業の要件緩和は、提案事項コード1184010、1012020、1175110の回答にあるとおり困難と考えております。一方で、2000kW以上の電力を一般電気事業者の配電線(6.6kV)を利用して供給することは物理的に不可能と思われる。従って、結果的に対応は困難と考えられます。 | | | ㊦ | | | | | | 1175100 | 長崎県小浜町 | 小浜総合自然エネルギー特区 | 温泉を利用した小規模分散型バイナリー発電での電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用した送電の容認 | | | |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---------------------------------------|---------|--|---|---|------------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-------|-------------|---------------------------------------|
| 特定規模電気事業の要件緩和 | 1130120 | 電力小売自由化範囲の拡大は、供給義務や料金規制といった法的な需要家保護措置を撤廃することを意味していることから、需要家の実質的な選択肢が拡大し、自らの責任において多様な事業者から供給者を選びうる環境が整備されてはじめて実現可能なものと考えております。このためには、全国的な電力流通に対応した系統利用制度の整備や卸電力取引市場の創設等、全国規模での様々な措置が必要であり、これらが整わない限り需要家保護が不十分となり、特区での対応は困難と考えています。 なお、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の場において、平成16年4月を目途に500kw以上まで、平成17年4月目途に50kwまで電力小売自由化範囲を段階的に拡大するとして意見の一致が得られています。 | 一般の需要家に対する電力小売の緩和については、総合規制改革会議の第2次答申において、今国会において法案提出、また、貴省の回答では、「平成16年4月を目途に500kw以上まで、平成17年4月目途に50kwまで電力小売自由化範囲を段階的に拡大する」とされているが、特区において先行的に実施できないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 電力小売自由化は、需要家が実質的に供給者を供給区域に捕われず選択できるための制度面の整備が必要不可欠であります。このためには、全国規模での電力流通に対応した系統利用制度、卸電力取引市場の整備等が必要となりますが、かかる制度面での対応が不十分な場合に、特区において先行的に小売自由化を実施することは困難と考えています。 | B - 2 | | | | | | 1315070 | 山形県 | 超精密技術集積特区 | 一般需要家に対する電力小売の緩和 |
| 未利用エネルギーを用いた電力、熱の供給に関する規制緩和と安定供給体制の確保 | 1130140 | ご要望の具体的内容は、未利用エネルギーによる安定供給確保のため、特定規模電気事業へのバックアップ料金の低廉化と伺っています。接続供給に関して、特区内の需要家向けのバックアップ料金を引き下げ場合には、特区外の需要家向けのバックアップ料金の引き上げが必要となり、結果として特区外の需要家に悪影響を与えることから対応は困難と考えています。 | 提案にある特定規模電気事業へのバックアップ料金の低廉化は、特区での対応は困難とのことであるが、提案にある特定規模電気事業者への追加について、回答がないので、当該提案を具体的に検討し、回答されたい。 | 電力小売自由化は、需要家が実質的に供給者を供給区域に捕らえられず選択できるための制度面の整備が必要不可欠であります。このためには、全国規模での電力流通に対応した系統使用制度、卸電力取引市場の整備等が必要となりますが、かかる制度面での対応が不十分な場合に、特区において先行的に小売自由化を実施することは困難と考えています。 | ㊦ C - 1 | | | | | | 1012020 | 群馬県 | 環境調和型地域形成特区 | 未利用エネルギーを用いた電力、熱の供給に関する規制緩和と安定供給体制の確保 |
| 火力発電における全面入札制度の廃止 | 1130130 | 総合資源エネルギー調査会第13回電気事業分科会(平成14年12月27日)において、今後の望ましい電気事業制度の骨格について(案)が示され、この中で、「火力全面入札制度の廃止を含めた見直しを行うことが必要」とされている。このため、廃止の方向で速やかに見直ししていくこととしている。 | 貴省からの回答では、見直ししていくとあるが、提案の内容は含まれているのか。対応する時期はいつか。また、全国に先駆けて特区において先行的に実施できないか、具体的に検討し、回答されたい。 | 15年度中を目途に廃止の方向で速やかに見直ししていくこととしている。本制度が廃止される場合には、当然ながら釜石市から要望についても対応可能となる。なお、本制度は電気料金の低減を図るための制度であるため、釜石市においてのみ緩和することは適切でない。仮に釜石市においてのみ入札を課さず、高コストの発電所が建設された場合には、その影響(電気料金の引き上げ効果)は釜石市のみではなく東北電力管内全てに反映されることとなる。 | B - 1 | | | | | | 1383010 | 釜石市 | エネルギー産業集積特区 | 卸電力供給入札制度の緩和 |
| 未利用エネルギーを用いた熱供給事業の容易化 | 1130150 | 当該要望の想定している案件は、事業規模が小さいため熱供給事業法の対象外(熱を供給する全てのケースにおいて熱供給事業の許可を受けなければならないとの認識であるが、熱供給設備(発電のための設備は含まれない。)の加熱能力が1時間当たり21ギガジュール以上(ただし、1つの建物内への供給を行うものは除く。)の場合に熱供給事業法の対象となる。それ以下は対象外。) | | | E | | | | | | 1012030 | 群馬県 | 環境調和型地域形成特区 | 未利用エネルギーを用いた電力、熱の供給に関する規制緩和と安定供給体制の確保 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--------------------------|---------|---|--|---|------------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|---------------|-----------|------------------------------|
| 国際特許出願に係る書面の記載事項の一部不要化 | 1140010 | 要望事項は、今国会に提出する「特許法等の一部を改正する法律」によって国際出願法を改正することにより実現する予定。なお、施行日は、条約の発効日と同日の平成16年1月1日を予定している。 | | | B - 1 | | | | | | 1315050 | 山形県 | 超精密技術集積特区 | 特許の国際出願(PCT出願)に係る手続きの簡素化 |
| 特許審査請求期間の延長(5年以内) | 1140020 | 要望のような特例措置を講じることにより、長期間にわたり権利の帰趨が未確定な出願が大量に存在することとなり、特区外の第三者の事業化を著しく制限するおそれがある。なお、第3者からの審査請求では第3者が審査請求料を負担することになるところ、第3者に審査請求を強いることは出願人に第3者の不利益において不当な利益を与えることになる。また、特定の出願人によりの特許権に関する規定の適用の特例を認めることになり、権利の安定的な付与を阻害する。これらの弊害を除去する代替措置は存在しないため、特区として対応不可能。 | | | ⊖ C - 1 | | | | | | 1208010 | 福島県 | 知的創造・開発特区 | 特許審査請求期間の延長(3年以上) |
| 特許出願に係る書面に求められている記載事項の軽減 | 1140030 | 要望のような特例措置を講じ明細書等の出願手続を簡素化すると、特許権の及ぶ範囲が不明確となり、第三者からの予見可能性が低下し、法的安定性を害し、無用な紛争を招くという弊害が生じるところ、このような弊害を除去する代替措置は存在しないため、特区として対応不可能。 | | | ⊖ C - 1 | | | | | | 1318010 | 大田区 | OTA産業経済特区 | ものづくりに関する技術等の知的所有権に係る手続きの簡素化 |
| 弁理士の業務範囲の拡大(法律相談業務) | 1140040 | 弁理士法72条において非弁理士には法律事務取扱を禁止しているが、これは厳格な資格要件等の能力的・倫理的担保のための諸般の措置が講じられた法律専門家たる弁理士により、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持を図ることを目的とする趣旨である。 一方、弁理士に対しては、弁理士法において、主として産業財産権法に関する事務取扱の資格要件等が課せられており、現状において、弁理士が一般的な法律事務を取り扱うことを予定した措置は講じられていない。 本提案内容が実現された場合、弁理士が現状において能力的担保のされていない非専門分野の法律相談に応じた際、誤謬に基づくアドバイスを行うなどにより、場合によっては相談者が甚大な被害を被るおそれがあり、この弊害を防止するための代替措置がないことから、特区において対応することは不可能である。 | 提案者の要望の主旨は弁理士大都市偏在による地域における法律相談の需要に対する供給のミスマッチに対し他の資格者を活用することにおいて対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、特区において実現できないか具体的に検討し、対応ありたい。 | 弁理士が現状において能力的担保のされていない非専門分野の法律相談に応じることを認めた場合、たとえ相談者が些細な法律問題であると認識していたとしても、誤謬に基づくアドバイスを行うなどにより、場合によっては相談者が甚大な被害を被るおそれがあり、この弊害を防止するための代替措置がないことから、特区において対応することは相当でない。 なお、本提案は弁理士の地域偏在を現状の課題とするものであるが、弁理士以上に地域偏在の傾向の強い弁理士は、仮に一般法律相談業務を行い得ることとしても、当該課題解決には実効的に寄与しえない。 また、法律相談は、弁理士との対面形式に限らず、遠隔地の弁理士との間においても、電話やメール等の手段によっても行いうる性質のものであり、弁理士の地域偏在により法律相談に関する需要と供給のミスマッチが生じるものではない。 本提案に関連した、法律相談等の需要への十分な対応については、現在、政府の司法制度改革の一貫として検討されているものと承知している。 | ⊖ E | | | | | | 2146090 | (株)東京リーガルマインド | 法律相談自由化特区 | 弁理士の業務範囲の拡大 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---|---------|--|-------------------------------|-------------------|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|---------|------------------------|--|
| TLOに係る承認の弾力化(承認から届出への移行) | 1140050 | TLO事業の実施自体については、現行規定においても、TLO法に基づく承認を受けなくとも、実施することは可能。一方、補助金等の優遇措置を受けるためのTLO法に基づく承認に関する提案については、従来型の財政措置を求めるものであると認識。 | | | F | | | | | | 1305050 | 神戸市 | 先端医療産業特区 | (第1次提案)大学発バイオベンチャーの育成を支援するための承認TLO認定の弾力化 |
| 大企業に対する特許の優先処理基準の拡大 | 1140060 | 大企業からの特許出願であっても、早期事業化を目的とする特許出願であれば、実施関連出願として早期審査を受けることができる。また、外国関連出願の場合にも早期審査を受けることができる。自治体の要望には、このような現行制度により対応することが可能。 | | | D - 1 | | | | | | 1315080 | 山形県 | 超精密技術集積特区 | 特許の優先処理基準の緩和 |
| ベンチャー企業等を対象とした研究開発に係る補助金について一定の概算額を前払いする支出方法の導入 | 1140070 | 現行の規定において、会計法第22条の支出の特例として、財務省との協議の上で、個別に必要性があると認められた経費については補助金の概算払いをすることができる。今後は概算払いの範囲を前払いまで含めて運用する。 | | | D - 1 | | | | | | 1378130 | 東京都 | 東京湾岸地域における経済特区 | 研究開発に係る助成金の支給時期の前倒し |
| 大学研究者の特許権取得に係る特許料等の軽減措置の拡大 | 1140080 | 特許料等の減免については、規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため、特区として対応不可。 | | | | | | | | | 1126010 | 前橋市 | 大学の研究者(教員等)の知的財産権活用特区 | 大学研究者の特許権取得に係る特許料等の軽減措置の拡大 |
| | 1140100 | 特許料等の減免については、規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため、特区として対応不可。 | | | F | | | | | | 1199030 | 山口県 | 宇部地域産学官連携研究開発促進特区 | 中小・ベンチャー企業等の特許料、審査請求料の減免 |
| | 1140110 | 特許料等の減免については、規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため、特区として対応不可。 | | | | | | | | | 1251020 | 福岡県・飯塚市 | 福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区) | 大学の研究者及び中小・ベンチャー企業に対する特許料の免除 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|--|---|---|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-------|--------------------------------|--|
| 公設試験研究機関の特許料、審査請求料の軽減措置 | 1140130 | 公設試験研究機関における特許取得の推進のための特許料等の軽減については、特区としての対応は不可能であるが、今回の通常国会に提出予定である特許法等の改正法案の中で、産業技術力強化法の改正を行うことにより、全国的な対応としての軽減措置を、平成16年度から実施予定。 | | | F | | | | | | 1199020 | 山口県 | 宇部地域産学官連携研究開発促進特区 | 大学、公設試験研究機関の特許料、審査請求料の減免 |
| 特許料、審査請求料の軽減、減免 | 1140090 | 特許料の免除・減免は規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置に過ぎないため、特区としての対応は不可能。 | | | F | | | | | | 1168010 | 桐生市 | 産学官連携による共同研究成果にかかる特許料の減額特例措置特区 | 共同試験研究における現行特許法上の特許料の減免・猶予に加え、大学との共同研究に関わる成果をもととした特許出願及び保有の際にかかる特許料の減額措置 |
| | 1140120 | 特許料の免除・減免は規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置に過ぎないため、特区としての対応は不可能。 | | | | | | | | | 1378040 | 東京都 | 東京湾岸地域における経済特区 | 特許取得の推進のための特許料、審査請求料の軽減、減免 |
| 高圧ガス施設の検査周期の延長 | 1150010 | 「高圧ガス施設の停止検査の自主基準化」については、保安検査期間の延長が可能であると判断できるデータ等につき、地方公共団体から提供を受け、安全性が検証されれば、提案内容について対応する。 | データ等とは、具体的にどのようなものを想定しているのか、示されたい。 | たとえば、腐食や損傷など、保安検査期間の延長が可能であると判断できる設備の機能維持状況に関するデータなどを想定している。 | A | | | | | | 1247110 | 茨城県 | 鹿島経済特区 | 高圧ガス施設の停止検査の自主基準化 |
| | 1150140 | 「高圧ガス保安検査期間の弾力的な運用」については、「高圧ガス施設の停止検査の自主基準化」の提案に含まれると、提案主体より連絡があった。 | | | | | | | | | 1247080 | 茨城県 | 鹿島経済特区 | 高圧ガス保安検査期間の弾力的な運用 |
| 高圧ガス製造設備に係る事業所の境界線までの距離変更の可能化 | 1150020 | 境界線までの基準を変更することにより増大するリスク、そのリスクを解消するための措置及びその措置が妥当であることを立証する実証実験によるデータ等につき、地方公共団体からの提供を受け、安全性が検証されれば、提案内容について対応する。 | 実証実験によるデータ等とは、具体的にどのようなものを想定しているのか、示されたい。 | リスクを解消するための措置として、たとえば爆風圧を遮る障壁を講じた場合においてはガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどを想定している。 | A | | | | | | 1273010 | 大分県 | 大分港環境・産業活性化・物流特区 | 高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和 |
| 高圧ガス製造設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス設備までの距離変更の可能化 | 1150030 | 高圧ガス設備までの基準を変更することにより増大するリスク、そのリスクを解消するための措置及びその措置が妥当であることを立証する実証実験によるデータ等につき、地方公共団体からの提供を受け、安全性が検証されれば、提案内容について対応する。 | 実証実験によるデータ等とは、具体的にどのようなものを想定しているのか、示されたい。 | リスクを解消するための措置として、たとえば爆風圧を遮る障壁を講じた場合においてはガスの拡散実験、爆発実験、シミュレーションなどを想定している。 | A | | | | | | 1273020 | 大分県 | 大分港環境・産業活性化・物流特区 | 高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|---|---|---|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|--|---------------|--|
| 石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事に伴う手続きの簡素化 | 1150040 | 石油コンビナート事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱い、許可申請については届出に、届出については不要とする。 | | | A | | | | | | 1362010 | 神奈川県 | 新エネルギー普及モデル特区 | 石油化学コンビナート事業所における研究施設等実験設備の規制緩和 |
| | 1150050 | 石油コンビナート事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱い、許可申請については届出に、届出については不要とする。 | | | | | | | | | 2108010 | 旭化成株式会社 川崎支社 | 新エネルギー普及モデル特区 | 石油化学コンビナート事業所における研究施設等実験設備の規制緩和 |
| 工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件の緩和) | 1150060 | 本提案については、全国において対応するとして別表第2に記載されている。対象となる「多品種・少量プラント等」の具体的な内容について対象が不明のため、平成15年度上期に具体的な提案がなされるならば、これをもって「施設地区の区分、地区要件」について検討し平成15年度中に実施するとしている。 この多品種・小規模プラント等については、業界団体からの要望もあり、全国統一的な扱いが求められることから全国的に措置することとした。 当該プラントは、その名称から様々な形態の施設が想定されるが、具体的な施設についての提案がなされていない。今後、業界団体等の意見も参考としながら、具体的な施設形態を明らかにした上で安全性が確保されることを前提とした緩和措置について検討し、全国的に措置していくこととする。 | | | B - 2 | | | | | | 1121030 | 三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合) | 技術集積活用型産業再生特区 | 工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件の緩和) |
| 工場が分社化した場合の保安管理に関する特例 | 1150070 | 平成15年度中に、分社化しても従来の保安管理部門が工場全体の安全管理を行えるよう措置する。 | | | B - 1 | | | | | | 2192010 | テイジン | 愛媛県素材型産業再生特区 | 工場が分社化した場合の一体管理化(安全衛生管理組織) |
| 石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域の指定の特例 | 1150080 | 石油等が大量に集積しているコンビナート地域で発生した場合には甚大な災害となることから、特別防災区域として指定し、これに必要な防災組織、防災資機材等の設置により防災対策を強化している。今回の提案には、事業所における防災対策の具体的な提案がなく、既存のコンビナートと同等の安全性が担保されていないため認められない。 | 石油コンビナート等災害防止法については、災害の発生及び拡大の防止等を図ることを目的としているが、提案にあるような製油整備がないこと、他の地区と隔離されていることといった特性に応じて、防災対策についてできるだけ事業者の負担を軽減することができないか、具体的に検討し回答された。 | 石油コンビナート等災害防止法の制定の契機となった昭和49年に発生した重油流出事故は、瀬戸内海に面する4県に被害がおよんだ事例であり、昨年11月に横浜市の事業所において6時間以上燃え続けた屋外タンク火災の事例があることなど、製油設備がなくとも事故や災害は発生している。 また、石油コンビナート等災害防止法は、事業所内の施設をはじめとして、特別防災区域内の防災対策を一体としてとらえた中で災害の予防、拡大防止、鎮圧に対応する自衛防災組織の設置等により防災対策を講じているものであり、他の地区への災害拡大防止という理由のみで安全対策を講じている訳ではない。 よって、検討要請にある地域特性をもって防災体制を軽減する要因とはならない。 | C - 1 | | | | | | 1205010 | 石狩湾新港管理組合 | 物流・エネルギー特区 | 石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域の指定の特例 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|------------------------------------|---------|---|--|--|----------|-------|--|---|-------------|-------------|---------|-----------|-----------------------|-----------------------------------|
| 石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織設置の特例 | 1150090 | 自衛防災組織は、災害の発生及び拡大防止するために必要な業務を行うこととされ、特定事業所ごとに設置を義務づけている。自衛防災組織は特定事業所の防災全般にわたる業務(災害発生前の防止対策及び災害の鎮圧等)を担当することとされ、自衛防災組織を事業所内に設置する必要があることから、特定事業所の近傍において自衛防災組織を設置することは認められない。また、自衛防災組織の業務の全てを共同防災組織等の当該事業所と別の組織に行わせることはできない。 | 自衛防災組織と地元消防団との業務の分担は可能か。またそれによって自衛防災組織の設置による事業者の負担の軽減は可能かについて、具体的に検討し回答されたい。 | 消防団は市町村の消防機関であり、特定事業所の業務の分担は不可能である。 | C C-1 | | | | | | 1205020 | 石狩湾新港管理組合 | 物流・エネルギー特区 | 石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織設置の特例 |
| 石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県等への委譲 | 1150100 | 事業所の新設、変更に係る届出、確認等は、高圧ガスの災害の防止の観点、防災行政上の観点から、あるいは、それぞれの石油コンビナートの状況に応じて総合的に適否を判断するために関係省庁、地方公共団体(道府県、消防本部)が災害防止等の観点に立脚して総合的にこれをを行うことが必要であるため、市町村長への移管を認めることはできない。 | 地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況は、市町村で把握できると思われるが、茨城県からの提案にあるように、さらに法令等で判断基準を示しても市町村だけでは判断できない内容、具体的に示されたい。 | 地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況については市町村においても把握できるものである。しかし、石油コンビナート等災害防止法の趣旨から、国においては、消防法、高圧ガス保安法を所管する総務省消防庁と経済産業省が共同してレイアウト規制に係る各種事務を進め、関係省庁(警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)に協議を行うことで関連する法令との調整を的確に行い、また、県域を超える規模の災害対応へも配慮した中でより適切かつ総合的な判断を行う必要があるため、届出は国に対して行うのが適当である。 | C C-1 | | 提案者から「コンビナート計画時から住工分離を念頭に設計されており、また「工場内のプラント配置も十分な構内道路を有しており災害時においても適切な消防活動ができるような配置としている。」とあり、こうした地域の特性を考慮し、その実態を最もよく把握した自治体が事業所の新設等に係る事務を担うことができないか、具体的に検討し回答されたい。 | 石油コンビナート等災害防止法では、事業所内の施設をはじめとして特別防災区域内外の防災対策を一体としてとらえた中で災害の予防、拡大防止、鎮圧等を図るものである。また、レイアウト規制は災害時に円滑な消防活動等と相まって被害の拡大防止を図るものであり、規制対象となる事業所のレイアウトが適正な配置となるのは当然のことであり、地域の特性とは言えない。よって、自治体がこれらを把握しているという理由で届出の事務を担うことは認められない。 | C-1 | | 1247130 | 茨城県 | 鹿島経済特区 | 石炭法に基づくレイアウト新設・変更許可権の市町村長への委譲 |
| | 1150110 | 事業所の新設、変更に係る届出、確認等は、高圧ガスの災害の防止の観点、防災行政上の観点から、あるいは、それぞれの石油コンビナートの状況に応じて総合的に適否を判断するために関係省庁、地方公共団体(道府県、消防本部)が災害防止等の観点に立脚して総合的にこれをを行うことが必要であるため、県への移管を認めることはできない。 | 地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況は、都道府県で把握できると思われるが、名古屋港管理組合からの提案にあるように、さらに法令等で判断基準を示しても都道府県だけでは判断できない内容、具体的に示されたい。 | 地域の消防活動、防災行政、石油コンビナートの状況については都道府県においても把握できるものである。しかし、石油コンビナート等災害防止法の趣旨から、国においては、消防法、高圧ガス保安法を所管する総務省消防庁と経済産業省が共同してレイアウト規制に係る各種事務を進め、関係省庁(警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)に協議を行うことで関連する法令との調整を的確に行い、また、県域を超える規模の災害対応へも配慮した中でより適切かつ総合的な判断を行う必要があるため、届出は国に対して行うのが適当である。 | | | | | | | 1258060 | 名古屋港管理組合 | 産業ハブ特区 | 石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県への移管 |
| 水素燃料電池自動車日本へ持ち込む場合の検査の簡素化 | 1150120 | 容器保安規則第6条に基づき、現行制度の下でも、車体から燃料容器を取り外さずに検査可能。(米国、ドイツ、フランス、英国、豪州の高圧ガス容器の規格に適合しており、かつ、我が国の容器検査の規格に適合していることが、前記各国の規格制定機関等が証する書類により確認できれば、車体から取り外すことなく、書類審査のみをもって検査に合格することができる。) | | | D-1 | | | | | | 2075020 | 屋久島電気株式会社 | クリーンエネルギー社会屋久島モデル形成特区 | 水素燃料電池自動車を日本へ持ち込む場合の検査の簡素化 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|--|-------------------------------|---|-------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-----------|-----------------------|--|
| 高圧ガスの特別充填許可・特別認定の一般制度化 | 1150130 | 高圧ガス保安法で適用除外とされる高圧ガスは、他法で規制されているもの、又は高圧ガスであっても量が少ない等により危険性が極めて少ないと考えられるものであり、宇宙関連物品では10万リットル以上の液化ガスを扱ったり、爆発の威力の大きい水素ガス・酸素ガスを扱ったりすることから、適用除外とすることはできない。ただし、(D-1)技術基準(省令)は性能規定化されており、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」(平成13・03・23原院第1号)に基づき、事業者がかかる技術基準を満足する例示基準案を作成し、第三者機関による評価を受ければ例示基準の1つとして認められ、特別認可の申請が不要になる。 | | | A | | | | | | 2137020 | 宇宙開発事業団 | 宇宙開発特区 | 高圧ガス保安法の特別充填許可・特別認定の一般制度化 |
| 高圧ガス保安法の特別充填許可・特別認定の不要化 | | (A)技術基準(省令)とは異なる基準を用いる場合や省令で定められた充填率とは異なる充填率を用いる場合は、その基準によって安全が確保されることを立証する実証実験データ等につき、地方公共団体から提供をうけ、安全性が検証されれば、技術基準や充填率の特例を認め、特別認可や特別充填許可を不要とする。 | | | D-1 | | | | | | | | | |
| 高圧ガスの認定保安検査実施者に関する届出が必要な内容の明確化 | 1150150 | 届出が必要な変更内容を省令に記載することにより、どのような変更があったときに届出なければならないか、明確化する。 | | | B-1 | | | | | | 1258040 | 名古屋港管理組合 | 産業八幡特区 | 高圧ガス製造施設の連続運転認定保安制度の変更手続きの簡素化 |
| スクーバダイビング呼吸器用空気圧縮機に係る検査の合理化 | 1150160 | 高圧ガス設備の完成検査は、高圧ガス保安法で定められている技術上の基準を満足することを証明する書面により、検査を受けることができる。 | | | D-1 | | | | | | 1387010 | 輪島市 | 海洋レジャー(スクーバダイビング)関連 | ダイビング用圧縮機について海外生産国の安全基準を日本でも認めるとともに、人工呼吸器施行時の純酸素使用を医師免許がなくても可能にする |
| 海洋温度差発電設備に関する各種検査等の手続きの不要化・簡素化 | 1160010 | (A)海洋温度差を利用した汽力発電設備の研究開発及び技術開発を行う観点から、当該海洋温度差発電設備による発電の実験を行い、その発電出力が100kW以下、かつ、発生した電力が、実験施設内で電氣的に閉鎖された区域の中で消費される場合であって、研究開発及び技術開発の推進母体に設置された専門家委員会等により、設備の工事、自主検査が適切に実施され、設備の安全が確保される場合、その旨を保安規程に明記することにより、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を不要とする特例措置を、研究開発及び技術開発の実施期間に限り認める。 | 貴省の回答により提案は実現可能と解してよいか。 | 伊万里市の提案は実現可能になると考えている。特例措置により、発電試験に係る研究開発を実施するにあたり、試作した機器を設置するたびに、法に基づく定期検査等を実施する必要がなくなり、研究開発のスピードに支障をきたすことはないと考えている。 | A | | | | | | 1014010 | 伊万里市 | 伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区 | 再生可能な自然エネルギーの研究開発及び実証研究の推進、新技術の創出を図るため、海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電実験における電気事業法の規制を緩和 |
| 海洋温度差発電の研究開発を行う際の、試作発電用機材に係る電気主任技術者選任規定の緩和 | | (D-1)要望に係る発電設備については、法第43条第2項に基づく許可主任技術者制度を活用することで、特定の事業場の工事・維持・運用の監督をさせることが可能であり、新たにコストを発生させずに主任技術者を選任することが可能である。 | | | | | D-1 | | | | | | | |
| 電気工作物の保安管理の実施主体の拡大 | 1160020 | 規制改革推進3カ年計画に基づき、平成15年度中に外部委託制度の拡大を図るため、現在、電気事業法施行規則の改正作業中である。 | 改正のスケジュールを示されたい。 | 平成15年度中に施行する予定。 | B-1 | | | | | | 2032010 | 日本テクノ株式会社 | 電気保安特区 | 保安管理の実施主体の拡大 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) | |
|------------------|---------|---|--|--|-------|-------|-------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|---------|-----------|--------------|--------------|
| 電気保安業務の受託件数制限の撤廃 | 1160030 | 電気保安業務を外部に委託された者においては、複数の設置者から委託を受け、その全ての電気工作物について点検業務や事故時における適切な対応等を確実に遂行し、保安業務に支障をきたさないようにしなければならない。従って、外部委託先が受託できる事業場の数を無制限としてしまうことは保安水準の維持がなされず不適切であることから、事業場の種類、規模等に応じて定まる一定数以内としているものである。 また、電気主任技術者の外部委託については、点検業務を適切に履行していなかったり、受託している者ではない者に点検業務をさせたりするなど安全上問題のある業務が散見されるとの指摘がある状況を改善するとともに、外部委託先の拡大に係る要請(規制改革推進3か年計画)を踏まえ、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において検討がなされ、外部委託先を拡大するという内容の中間報告がとりまとめられたところである(H14.6)。この中では、検討の大前提として、公共の安全を確保する観点から、事業場における電気工作物の安全を確保することとし、受託事業場数等の外部委託が認められる条件についても検討がなされたが、現行と同様の条件が必要とされた。 | 提案では受託件数制限のために、合理的保安管理が阻害されている状況にあり、その上限の撤廃が必要としており、特区において実現できないか、具体的に検討し、回答された。 | 自家用電気工作物はその大半が6,600ボルトという高電圧で受電する設備(雑居ビル、スーパー、中工場等)であり、当該電気工作物による感電・火災事故等を未然に防止するため、電気事業法により自家用電気工作物の設置者に対して電気主任技術者の選任が義務づけられている。 しかしながら、自社の職員を選任することが合理的でない設置者に対しては、保安管理を電気の専門知識を持った外部の者に委託することができることとしている。 外部委託先は、自らが所有しない異なる種類、規模等の電気工作物の保安管理を複数箇所で行うこととなるため、保安上支障がないように必要な条件が定められているものであり、この例外措置を認めるための条件さえも撤廃することは、公共の安全確保の観点から不適切である。 受託件数については、無制限に受託できることとすると必要な点検等が行えないおそれが生ずることから、外部委託先が保安業務を行う複数の設備の規模ごとの点検所要時間等の受託実態等を勘案し設けているものである。 なお、提案中の「合理的保安管理」の意味するところが不明であるが、あくまで例外措置に関して安全確保の観点から外部委託先が適切な保安管理を行うための一定の条件を定めていることに対して、合理的保安管理が阻害されているという指摘は制度の趣旨から考えて当たらないと考える。 | ㊦ | C-1 | | | | | | 2032030 | 日本テック株式会社 | 電気保安特区 | 受託件数制限の撤廃 |
| 法令点検の頻度指定の撤廃 | 1160040 | 自家用電気工作物については、安全確保には特に注意を要する6,600V等の高電圧で受電する設備であるため、このような電気工作物による感電・火災(感電死傷事故(815件:H3~H12の累計)、電気火災事故(266件:同左))や広域停電等の波及事故を未然に防止するためには、設備の外観検査や絶縁抵抗測定、さらには保護継電器動作特性試験等の定期的な点検が必要である。 従って、事業場の種類、規模等に応じて必要最低限の点検頻度を定め、保安の確保を図ることとしており、これらの点検で指摘される設備不良等は年間100万件(電気保安協会調べ)に達している。 なお、代替措置として提案のあった監視装置の設置については、当該装置によって設備の電氣的な状態を把握することは可能であるが、それ以外の設備の汚損、変色、異臭や計器の誤表示といった設備不良に至る兆候を的確に把握することは困難である。このようなことから、信頼性の高い設備であって、かつ、監視装置を設置するものにおいては、点検頻度を緩和(1回/月 1回/隔月)しているものである。 また、電気主任技術者の外部委託については、点検業務を適切に履行していなかったり、受託している者ではない者に点検業務をさせたりするなど安全上問題のある業務が散見されるとの指摘がある状況を改善するとともに、外部委託先の拡大に係る要請(規制改革推進3か年計画)を踏まえ、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において検討がなされ、外部委託先を拡大するという内容の中間報告がとりまとめられたところである(H14.6)。この中では、検討の大前提として、公共の安全を確保する観点から、事業場における電気工作物の安全を確保することとし、点検頻度等の外部委託が認められる条件についても検討がなされたが、現行と同様の条件が必要とされた。 | 提案者の指摘も踏まえ、再度検討されたい。 | 自家用電気工作物はその大半が6,600ボルトという高電圧で受電する設備(雑居ビル、スーパー、中工場等)であり、当該電気工作物による感電・火災事故等を未然に防止するため、電気事業法により自家用電気工作物の設置者に対して電気主任技術者の選任が義務づけられている。 しかしながら、自社の職員を選任することが合理的でない設置者に対しては、保安管理を電気の専門知識を持った外部の者に委託することができることとしている。 外部委託先は、自らが所有しない異なる種類、規模等の電気工作物の保安管理を複数箇所で行うこととなるため、保安上支障がないように必要な条件が定められているものであり、この例外措置を認めるための条件さえも撤廃することは、公共の安全確保の観点から不適切である。 なお、提案者からの「設備規模と指定法人という優遇措置により定められた制度であり、設備の安全は度外視されている」との指摘については、外部委託先の別(指定法人又は電気管理技術者)によらず点検頻度は全く同じであるため指定法人を優遇していることはない。 原則として点検頻度を毎月1回以上としているのは、このような点検頻度で年間100万件にも及ぶ不良が発見され、事故の未然防止が図られている実態を踏まえていることによるものであるが、危険度が比較的低い設備については点検頻度を緩和するという合理的な制度としているものである。 また、提案者からの「安全を確保すべき需要家が点検頻度を決定できない」との指摘については、制度上は設備の不良はもとより設備の不良に至る兆候を発見する観点から必要最小限の点検頻度を定めているものであり、点検頻度を決定するのはあくまでも設置者である。 | ㊦ | C-1 | | | | | | 2032040 | 日本テック株式会社 | 電気保安特区 | 法令点検の頻度指定の撤廃 |

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|---------------------|---------|--|---|--|----------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-----------|--------|--------------|
| 電気管理技術者に係る実務経験年数の撤廃 | 1160050 | 電気保安業務担当者を自社で選任する場合にあっては、常に自社設備のみの保安管理を行うこととなるが、電気保安業務を外部委託された者に対しては、複数の設置者から、異なる種類、規模等の電気工作物について、日常の点検業務はもとより、万一の事故が発生した場合の初動対応や事故拡大防止のための措置を適確に行うことが求められるため、電気保安に対する十分な知識と経験を有することが必要となる。従って、一定の実務経験を求めているものである。 また、電気主任技術者の外部委託については、点検業務を適切に履行していなかったり、受託している者ではない者に点検業務をさせたりするなど安全上問題のある業務が散見されるとの指摘がある状況を改善するとともに、外部委託先の拡大に係る要請(規制改革推進3か年計画)を踏まえ、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において検討がなされ、外部委託先を拡大するという内容の中間報告がとりまとめられたところである(H14.6)。この中では、検討の大前提として、公共の安全を確保する観点から、事業場における電気工作物の安全を確保することとし、実務経験年数等の外部委託が認められる要件についても検討がなされたが、現行と同様の要件が必要とされた。 | 提案には、合理的な保安管理のために、実務経験年数の撤廃が必要であるとのものであるが、具体的に検討し、回答されたい。 なお、指定法人に雇用された者である場合には実務経験なく、保安管理ができるとの非合理的な差別がある等の指摘があるが事実か。 | 自家用電気工作物はその大半が6,600ボルトという高電圧で受電する設備(雑居ビル、スーパー、中工場等)であり、当該電気工作物による感電・火災事故等を未然に防止するため、電気事業法により自家用電気工作物の設置者に対して電気主任技術者の選任が義務づけられている。 しかしながら、自社の職員を選任することが合理的でない設置者に対しては、保安管理を電気の専門知識を持った外部の者に委託することができることとしている。 外部委託先は、自らが所有しない異なる種類、規模等の電気工作物の保安管理を複数箇所で行うこととなるため、保安上支障がないように必要な条件が定められているものであり、この例外措置を認めるための条件さえも撤廃することは、公共の安全確保の観点から不適切である。 なお、提案中の「合理的な保安管理」の意味するところが不明であるが、あくまで例外措置に関して安全確保の観点から外部委託先が適切な保安管理を行うための一定の条件を定めていることに対して、合理的な保安管理が阻害されているという指摘は制度の趣旨から考えて当たらないと考える。 現行制度において指定法人の従業者に実務経験の要件を明示していないのは、国は指定法人に対して指導・監督することにより適正な保安業務を実施するための体制(従業者への教育等)についてチェックしてきたことによるものである。 一方、規制改革3か年計画の方針に基づき、指定法人以外の法人の参入を認めるに際して、法人を指定する仕組みを廃止することとなり、指定法人に対して指導・監督を行うという制度としないこととなったことから、今後は法人の従業者にも電気管理技術者と同様の実務経験の要件を課すこととなった。(原子力安全・保安部会報告) | ⊖ C-1 | | | | | | 2032050 | 日本テック株式会社 | 電気保安特区 | 実務経験年数の撤廃 |
| 機械器具の保有義務の撤廃 | 1160060 | 自家用電気工作物は、安全確保には特に注意を要する6,600V等の高電圧で受電する設備であり、このような電気工作物による感電・火災や広域停電等の波及事故を未然に防止する必要がある。このため、当該電気工作物の状態を適確に把握する必要がある。従って、事業場の種類に応じて、電流・電圧計、絶縁抵抗計、高電圧検電器、継電器試験装置等を具備すべきことを規定しているが、これらの器具等は電気の保安管理を行う者が通常保有している必要最低限のものであり、過重な要求とはなっていない。 また、電気主任技術者の外部委託については、点検業務を適切に履行していなかったり、受託している者ではない者に点検業務をさせたりするなど安全上問題のある業務が散見されるとの指摘がある状況を改善するとともに、外部委託先の拡大に係る要請(規制改革推進3か年計画)を踏まえ、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において検討がなされ、外部委託先を拡大するという内容の中間報告がとりまとめられたところである(H14.6)。この中では、検討の大前提として、公共の安全を確保する観点から、事業場における電気工作物の安全を確保することとし、保有機械器具等の外部委託が認められる要件についても検討がなされたが、現行と同様の要件が必要とされた。 | 提案者の指摘も踏まえ、再度検討されたい。 | 自家用電気工作物はその大半が6,600ボルトという高電圧で受電する設備(雑居ビル、スーパー、中工場等)であり、当該電気工作物による感電・火災事故等を未然に防止するため、電気事業法により自家用電気工作物の設置者に対して電気主任技術者の選任が義務づけられている。 しかしながら、自社の職員を選任することが合理的でない設置者に対しては、保安管理を電気の専門知識を持った外部の者に委託することができることとしている。 外部委託先は、自らが所有しない異なる種類、規模等の電気工作物の保安管理を複数箇所で行うこととなるため、保安上支障がないように必要な条件が定められているものであり、この例外措置を認めるための条件さえも撤廃することは、公共の安全確保の観点から不適切である。 なお、提案者からの「電気管理技術者は指定された機械器具を少なくとも各1台は取り揃えることが義務づけられているが、本来は、保安管理を行う設備の規模や状況に応じた機械器具を電気管理技術者が業務上必要であるから揃えるものである」との指摘については、安全確保の観点から、保安業務を行う場合に設備の規模や状況に関わらず必要最小限の機械器具の保有等を要件としているものである。 また、設備の種類に関わらず必要となる機械器具のうち使用頻度が少ない機械器具(絶縁耐力試験装置等)については、必ずしも保有を要件とせず借り受け等により使用し得る措置が講じられていればよいこととされている。 更に、提案者からの「電流計・電圧計で例えた場合、…」との指摘については、例えば電流・電圧ともに測定可能な一体型の機械器具を有していれば、個別に電流計、電圧計を買い揃える必要はない。 | ⊖ C-1 | | | | | | 2032060 | 日本テック株式会社 | 電気保安特区 | 機械器具の保有義務の撤廃 |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|--|---|--|----------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-----------|------------------|---|
| 小型バイナリー発電設備の定期自主検査の時期の延長 | 1160070 | 小型で安全性が高いバイナリー発電設備(燃料を使用せず、安全な媒体(例えば、難燃性・毒性がない・機器腐食性がない・化学的に安定である、など)を使用し、最高使用温度及び最高使用圧力が低く、出力500kW未満のもの)については、設置者により、定期自主検査の期間延長を要望する時点での使用実態(外観、運転状態、事故の有無等)を踏まえて、安全確保上、問題のない延長期間を技術的に証明し、それが国により確認された場合には、電気事業法施行規則第94条の2第1項に定める時期について延長する特例を認める。 | | | A | | | | | | 1175040 | 長崎県小浜町 | 小浜総合自然エネルギー特区 | 新エネルギー等を用いた小規模発電装置について検査を小出力発電設備と同程度とする緩和 |
| 天然ガスを燃料とするガスエンジンの一般電気工作物の対象化 | 1160080 | 現行制度にて対応されている。 天然ガスを燃料とするガスエンジンは電気事業法施行規則第48条第4項の対象となっている。 | | | D-1 | | | | | | 1059030 | 愛知県 | 国際自動車特区 | 小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大 |
| 温泉水を利用したバイナリー発電装置(500kW未満)による電気事業に係る主任技術者の要件緩和 | 1160090 | 現行制度にて対応可能である。 要望に係る発電設備については、法第43条第2項に基づく許可主任技術者制度を活用することで、特定の事業場の工事・維持・運用の監督をさせることが可能。 | 提案は、主任技術者の選任が必要ない規模の緩和を求めているものであり、具体的に検討し、回答されたい。 | 当初の要望においては、要望に係る発電設備は電気事業の用に供する電気工作物であるとの誤解があったが、当該発電設備は自家用電気工作物の位置づけであり、現行制度においても出力1,000kW未満の発電設備については電気主任技術者を選任しないことができることとなっている。 なお、許可主任技術者制度によって対応することも可能である。 | D-1 | | | | | | 1175030 | 長崎県小浜町 | 小浜総合自然エネルギー特区 | 新エネルギー等を用いた小規模発電装置におけるボイラー・タービン主任技術者や電気主任技術者等の要件の緩和 |
| 「保・工分離の原則」慣習の撤廃 | 1160100 | 制度上、規定されているものではない。 | | | E | | | | | | 2032020 | 日本テクノ株式会社 | 電気保安特区 | 「保・工分離の原則」慣習の撤廃 |
| 食品に係るIQ品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等 | 1170010 | 食品(水産物)の輸入割当制度は、国内産で不足する数量を輸入することを基本としてIQ枠を設定することにより、安定した国内需給を図るものである。 このため、確実な輸入を担保する必要があるが、食品輸入の経験を有し、確実に輸入を行うことができる者に対して割当てを行う制度を維持していくことが適当である。 従って、特区内において、当該要件を撤廃することは困難である。 | | | C C-1 | | | | | | 1197050 | 北九州市 | 北九州市国際物流特区 | 食品に係るIQ品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等 |
| FAZ制度の改正によるFTZ制度の導入 | 1170020 | 加工交易を行う場合は現行の総合保税地域を活用して関税をかけずに加工等を行うことは可能。あわせて、本提案内容の中心は、関税や法人税等の減免を求めているものであることから対応不可。 | | | F | | | | | | 2014010 | 任意団体 | 特別自由貿易地域(FTZ)の拡大 | |

【経済産業省 再々検討要請】

| 特例事項 | 管理コード | 措置の概要(対応策) | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請 | 各省庁からの再検討要請に対する回答 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 | 各省庁からの再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 提案事項コード | 提案主体名 | 特区構想名 | 規制の特例事項(事項名) |
|--|---------|---|-------------------------------|-------------------|----------|-------|--------------------------------|--------------------|-------------|-------------|---------|-------------------|---|----------------------------|
| 加工輸出目的に限定しない無関税の自由貿易地域の指定 | 1170030 | 該当法令の特定がなされていない等、提案内容が不明確であり、十分な検討が困難であるが、本提案内容は、関税の減免を求めるものであることから対応不可。 | | | F | | | | | | 2005080 | NPO法人申請中「H・Sグループ」 | 1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:ta mmy」 | 珠洲市は、貿易が自由に出来る自由貿易地域にしてほしい |
| 総合保税地域において加工された試作品等の輸出に関する経済産業大臣の許可を要する品目の軽減 | 1170040 | 安全保障輸出管理は、国際的に合意された規制対象品目について、大量破壊兵器等の開発等に転用されることにより、国際的な平和及び安全の維持に重大な事態を生じさせることがないよう、その輸出について安全保障上のカントリーリスクや当該貨物のエンドユーザー、エンドコース、転用可能性について技術的審査を行っている。したがって、特区のように地域を限って許可を要する品目を軽減した場合、それにより国際的な平和及び安全に影響を及ぼすおそれを払拭するための代替措置が存在しないことから、特区においての対応は不可。 | | | ← C-1 | | | | | | 1318060 | 大田区 | OTA産業経済特区 | 試作品輸出にかかる規制の緩和、税猶予制度の検討 |